

|                  |
|------------------|
| 近畿地方整備局<br>田 辺 市 |
| 資 料 配 布          |

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 配布日時 | 平成23年10月 9日<br>17時00分 |
|------|-----------------------|

|     |  |
|-----|--|
| 件 名 | < 田辺市熊野地区の避難住民の一時帰宅について ><br>~ 熊野地区において避難住民の一時帰宅が実施されました ~ |
|-----|--|

|     |   |
|-----|---|
| 概 要 | 台風12号により発生した河道閉塞により、警戒区域に設定されている田辺市熊野地区について、「田辺市熊野地区河道閉塞対策協議会」の意見を踏まえ、田辺市長は避難住民の一時帰宅を許可しました。<br>これを受け、避難住民の2回目の一時帰宅が実施されました。<br><br>実 施 日：平成23年10月9日(日)<br>滞 在 時 間：12:00~15:00<br>帰宅世帯数等：14世帯20人 関係者98人 |
|-----|---|

|       |       |
|-------|-------|
| 取 扱 い | _____ |
|-------|-------|

|         |   |
|---------|---|
| 配 布 場 所 | 近畿建設記者クラブ<br>大手前記者クラブ<br>和歌山県政記者クラブ、和歌山県政放送記者クラブ<br>和歌山県地方新聞協会<br>田辺記者クラブ |
|---------|---|

|             |  |
|-------------|--|
| 問 い 合 わ せ 先 | 田辺市 防災対策室長 宮脇 寛和<br>国土交通省近畿地方整備局 環境調整官 森田 宏<br>電話 0739-26-9976(両名とも)<br><br>国土交通省近畿地方整備局 河川調査官 中込 淳<br>電話 06-6945-6355 |
|-------------|--|

# 田辺市熊野地区避難住民の一時帰宅(2回目)の実施について

台風12号により発生した河道閉塞により、警戒区域に設定されている田辺市熊野地区について、「田辺市熊野地区河道閉塞対策協議会」の意見を踏まえ、田辺市長は避難住民の一時帰宅を許可しました。

これを受け、以下の通り2回目の一時帰宅が実施されました。また、仁坂和歌山県知事、真砂田辺市長も、住民激励に現地を訪れました。

実施日 平成23年10月9日(日)

滞在時間 12:00～15:00

帰宅世帯数等 14世帯20人 関係者98人

警戒体制 区域内(消防7人、消防団9人、市職員10人、警察2人、国交省1人、和歌山県1人)

区域外(市職員5人、警察2人、和歌山県1人) 合計38名



# 田辺市熊野地区避難住民の一時帰宅(2回目)の実施について

## 【田辺市長 コメント】

本日(10月9日)、警戒区域を設定している熊野地区におきまして、国をはじめとする関係機関のご協力をいただき、地区住民の方々の2回目の一時帰宅を実施いたしました。

先日、地区住民の皆様方には、国土交通省において進められている土砂ダムの危険を解消するための対策工事について、現状や今後の見通し等について説明いたしたところですが、工事の完了にはまだまだ時間がかかる状況にあります。災害発生から1ヶ月あまりが経過する中、避難されている住民の皆様方には、大変なご心労とご不便をおかけしているわけであり、市といたしましては、引き続き関係機関のご協力をいただきながら、一日も早く通常の生活に戻れるよう最善を尽くしてまいりたいと考えています。

田辺市長 真砂 充敏



# 田辺市熊野地区の一時帰宅に際しての バックアップ体制について

## 概 要

- ・ 田辺市熊野地区の警戒区域において、本日 10 月 9 日 12 時 00 分から 15 時 00 分の間で一時帰宅が実施されました。
- ・ 一時帰宅に際しては、別紙 1 のとおり、関係機関が協力してバックアップ体制をとりつつ一時帰宅者の安全を確保しました。

## 近畿地方整備局のバックアップ体制

- ・ 一時帰宅に際し、近畿地方整備局では以下の監視を実施し、緊急時には関係者への迅速な連絡ができる体制をとりました。
  1. ヘリでの上空監視  
一時帰宅開始前に河道閉塞箇所の安全確認、一時帰宅中に上空から河道閉塞箇所・一時帰宅範囲等の監視を実施しました。
  2. 現地での目視監視  
河道閉塞箇所に監視員を配置しました。
  3. 監視カメラでの監視  
これまでも実施している監視カメラでの監視を継続・強化しました。
  4. 水位・雨量データの監視  
これまでも実施している水位の監視を 1 時間毎から 10 分毎に強化し、雨量の監視と併せて関係者に連絡しました。

# 一時帰宅に係るバックアップ体制

監視体制の強化を図るとともに自治体、警察、消防と連絡を密にとりつつ  
安全に一時帰宅を実施

自治体：一時帰宅計画の策定（日程、帰宅範囲、集合場所）、事前周知、当日の運営

整備局：特別監視の実施、関係者への迅速な連絡の実施

警察・消防：一時帰宅の誘導、一時帰宅範囲内の巡回・監視、有事の時の緊急避難場所への誘導

## 【監視体制】

12時00分～15時00分

